

広島県告示第九百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項の規定によつて、平成十六年広島県告示第千二百七十七号及び平成二十六年広島県告示第六百六十四号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

宮島鳥獣保護区

二 存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

一 更新する鳥獣保護区

仙養ヶ原鳥獣保護区、龍頭峡鳥獣保護区、南原峡鳥獣保護区、黄金山鳥獣保護区、笹ヶ丸鳥獣保護区、青笹鳥獣保護区、因島南鳥獣保護区、津々木鳥獣保護区、大久野鳥獣保護区、大万木山鳥獣保護区、上野鳥獣保護区、五品岳鳥獣保護区、帝釈峡鳥獣保護区、猫山鳥獣保護区、道後山鳥獣保護区、三段峡鳥獣保護区、犬伏山鳥獣保護区、熊谷山鳥獣保護区、斎島周辺鳥獣保護区及び休山鳥獣保護区

二 一のうち区域を縮小して更新する鳥獣保護区

1 上野鳥獣保護区

庄原市道末納上野線と一般県道中領家庄原線の交点を起点として、同県道を東方へ進み国道一八三号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み一般県道庄原停車場線との交点に至り、同所から同県道を北方に進み市道中学校線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み市道末納上野線との交点に至り、同市道を北方に進み起点に至るまでの線に囲まれた区域

三 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで